

議決権の行使に関する方針（外国株式）

2021年 3月26日制定
2025年 5月15日改正

大和アセットマネジメント株式会社

外国株式の議決権行使にあたっては、原則として以下の基準に従いますが、国ごとに、法令、商慣習、コーポレートガバナンス・コード等で求められる内容が異なることを考慮し、実情に即した判断を行います。

1. 取締役の選任

取締役会

取締役会は、株主の代表として株主の利益を守るための機能を有した機関である。中長期的な観点から、取締役会として最大限の株主保護および株主価値を実現するためには、複数の独立役員が選任（その比率は各市場の慣行や規制によって異なる）され、多様な経歴および経験を有する取締役で構成されることが望ましい。

※独立役員とは、原則として、過去5年以内に、取締役の報酬以外に、該当会社またはその他の取締役等との間に、金銭的な関係、親族関係またはその他の既存取引が存在しない者とする。

取締役会の各委員会の構成

会社の監査、報酬、指名またはガバナンス委員長は、独立社外取締役が務めることが望ましい。

ダイバーシティ

取締役構成メンバーの属性やスキルの多様性は、経営判断において幅広い視点や洞察を有するなど、企業価値向上に繋がる可能性が高いと考える。

特にジェンダーの多様性に関しては象徴的な事象と捉えている。

期差任期

取締役は毎年改選されることにより、株主の利益の保護に努めることを促すことができると考えるため、取締役会は年1回の改選で全ての取締役が選任されることが望ましい。

取締役会議長と最高経営責任者（CEO）の分離

より良いガバナンス体制が構築されるためには、取締役会議長と最高経営責任者（CEO）が分離されていることが望ましい。

取締役会議長を独立社外取締役が務めることにより、CEOが直面する利益相反を回避することができ、効果的に取締役会を監督し、かつ株主利益を優先した取締役会を運営できると考える。

取締役会議長と最高経営責任者（CEO）を兼任している場合、指名委員会委員長の選任に反対する場合がある。



Ⅱ 2. 計算書類の報告

Ⅰ 会計報告書と事業報告書

株主総会において、年次計算書類や取締役会報告書等が議案に諮られた場合は、年次計算書類等に懸念や不正がない限り、賛成する。

Ⅰ 所得配分（配当）

原則として賛成するが、株主還元が過少又は過多であると判断した場合には、反対することがある。

Ⅰ 会計監査人の選任

原則として賛成するが、会計監査人の独立制または監査の信憑性に懸念があると判断した場合には、反対することがある。

Ⅱ 3. 報酬

Ⅰ 報酬報告書・報酬方針

原則として賛成するが、開示が不十分な場合などには反対することがある。

Ⅰ 業績連動型株式報酬

役員報酬と会社の業績が連動されることにより、株主との価値共有を進めることができるため、業績連動型株式報酬が導入されることが望ましい。但し、パフォーマンスや業績目標が、事後的に再設定される仕組みの場合には、反対することがある。

Ⅰ 取締役に対する報酬

社外取締役への株式報酬は、業績非連動型が望ましい。

Ⅰ 4. ガバナンス体制

Ⅰ 定款の改定・変更

企業価値の向上および少数株主利益の保護の観点から判断する。

Ⅰ 買収防衛策

買収防衛策は、企業買収機会を実質的に制限し、経営陣の説明責任を軽減させる恐れがあるうえに、株主が買収プレミアムを獲得する機会を妨げうると考える。

原則として、反対する。

Ⅰ 5. 株主提案

株主提案議案は、企業価値の向上および少数株主利益の保護の観点から判断する。ただし、核兵器、化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器、および対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造からの撤退・縮小を求める株主提案には賛成する。

Ⅰ 6. その他

企業価値の向上および少数株主利益の保護の観点から判断する。

以上

※議決権行使に関するお問い合わせはメールにて承ります。
(お問い合わせ用メールアドレス: damssc@daiwa-am.co.jp)